

確定申告・町県民税申告のお知らせ

2/18(月)～3/15(金)

確定申告について

宇美町役場 確定申告会場

年金や給与などの申告をする方
(宇美町職員受付)

●申告相談は、整理券を配付し、その順番で申告の受付および相談を行います。

▶期間 2月18日(月)～3月15日(金)
※土日祝日は開庁しません。

▶時間 9時から ※整理券の番号順にご案内します。

▶会場 宇美町役場 2階 大会議室

▶整理券 ・先着 100人
・8時30分～15時に随時配付します。
・上記時間内に配付人数が100人に達した場合、整理券の配付および受付を終了します。

※営業収入・不動産収入がある方、株式などの譲渡所得がある方は宇美町職員では受付できませんので香椎税務署または右記の税務署職員受付日に各会場で申告してください。
※不動産を売買した場合の譲渡所得、消費税、相続税、贈与税の相談は役場では受け付けできません。(右記の税務署職員受付日も受付できません)香椎税務署で申告してください。

営業・不動産などの収支内訳書を添付して申告する方・株式などの譲渡所得を申告する方
(税務署職員受付)

申告会場	日程	時間
志免町役場 (2階第2会議室)	2月21日(木) 22日(金)	会場へ ご確認ください。
須恵町役場 (1階保健センター)	2月20日(水) 21日(木)	
宇美町役場 (2階大会議室)	2月28日(木) 3月1日(金)	9時30分～15時

※宇美町役場では、整理券の番号順にご案内します。
※上記以外の日程で、役場での確定申告はできません。

☎ 811-2192 宇美町宇美5丁目1番1号
宇美町役場 税務課 町民税係 ☎ 934-2242

香椎税務署 確定申告会場

▶期間 2月18日(月)～3月15日(金)

▶時間 9時～16時
※土日祝日を除きますが、2月24日(日)と3月3日(日)のみ開設します。

▶申告期限・納期限 【所得税】 3月15日(金)
【個人事業主の消費税および地方消費税】 4月1日(月)

※駐車場の利用はできません。公共交通機関をご利用ください。
※「e-Tax」を利用する際は、個人番号カードの署名用電子証明書が必要です。転居などで失効している場合は、住民課窓口で更新手続きが必要です。

☎ 813-8681 福岡市東区千早6-2-1
香椎税務署 ☎ 661-1031

町県民税の申告について

▶期間 2月18日(月)～3月15日(金) ※土日祝日を除く。

▶時間 8時30分～17時15分

▶会場 宇美町役場 2階 大会議室

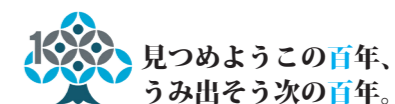
申告が必要な方

- ・所得税の確定申告が必要ない方でも、収入がある場合は住民税の申告が必要です。
たとえば、個人年金や生命保険の満期一時金や解約返戻金、損害保険の満期返戻金等の受け取りがあった方で、所得税の確定申告が必要ない方も町県民税の申告は必要です。
- ・所得税の確定申告が必要ない方でも、町県民税の配偶者控除や扶養控除、生命保険控除、医療費控除等の控除を適用するためには、町県民税の申告が必要です。
- ・収入がない方でも、宇美町の国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方や非課税証明が必要な方は、町県民税の申告が必要です。

申告が必要ではない方

- ・所得税の確定申告をする方。
- ・給与以外に所得がなく、勤務先から1月末までに「給与支払報告書」が提出されている方。
- ・公的年金のみの所得の方。(公的年金支払者から役場に支払報告があるため、町県民税の申告は不要です)
ただし、左記のように町県民税の各控除を適用するためには、町県民税の申告が必要です。

☎ 811-2192 宇美町宇美5丁目1番1号
宇美町役場 税務課 町民税係 ☎ 934-2242



申告に必要なもの

所得を証明するもの

- 給与や年金の源泉徴収票や支払調書
(複数ある場合は、いずれも原本が必要)
- 給与や年金以外の方は、帳簿や経費を証明する書類、領収書、減価償却の計算書など
- 支払証明書
(個人年金や生命保険の満期一時金や、解約返戻金など)

その他

- 申告者の個人番号カード (下記をご確認ください)
- 扶養親族の個人番号が分かるもの (下記をご確認ください)
- 印鑑
- 所得税還付申告の方は、**本人名義の口座内容がわかるもの**
※申告書や通知が送付されてきた方は、申告会場にお持ちください。
※個人番号カードをお持ちでない方は下記の番号確認書類と本人確認書類をお持ちください。
【番号確認書類】
通知カード、住民票の写し・住民票記載事項証明書(個人番号の記載のあるもの)のうち、いずれか1つ
【本人確認書類】
運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、公的医療保険の被保険者証、在留カード など

控除を証明するもの

- 生命保険料および地震保険料などの控除証明書
- 社会保険料控除証明書または領収書
- 医療費控除等を受ける方は、医療費控除の明細書
※事前に集計をお願いします。
- 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を受ける方は、その額を証明する領収書またはセルフメディケーション税制の明細書と健康の保持増進及び疾病予防への取組を行ったことを明らかにする書類
例) インフルエンザ予防接種の領収書、市区町村のがん検診の領収書または結果通知表、職場で受けた定期健康診断の結果通知表など
- 住宅借入金などの特別控除を受ける方は、**年末残高証明書など必要書類**
- 障害者控除を受ける方は、**障害者手帳または障害者控除対象者認定書**

☎ 税務課 町民税係 ☎ 934-2242

介護保険制度で確定申告時に添付できる資料について

各証明書発行には数日かかる場合があります。

社会保険料控除のための介護保険料納付証明書について

介護保険料は、社会保険料控除の対象です。
納付書払いの方は領収書、口座振替の方は口座振替納付済通知書(1月末頃介護保険広域連合から郵送予定)をご利用ください。特別徴収(年金天引)の方は年金保険者からの源泉徴収票に納付額が記載されています。
また、納付書払いの方、口座振替の方は、福祉課で「納付証明書」を発行できます。必要な方は身分証明書を持ってお越しください。なお、本人、配偶者および同居の親族以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。

要介護認定による障害者控除対象者認定書について

本人、控除対象配偶者または扶養親族が、次の①または②に該当する場合は、福祉課で発行する「障害者控除対象者認定書」を添付することで、障害者控除を受けることができます。証明書が必要な方は印鑑と身分証明書を持ってお越しください。なお、扶養者、本人、配偶者および同居の親族以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。

- ① 65歳以上で介護保険の要介護1～5の認定を受けている方
 - ② 65歳以上で6か月以上臥床し、食事、排泄などの日常生活に支障のある方(医師の診断書が必要)
- ※障害者手帳などをお持ちの方は、手帳などの提示で控除を受けることができます。

医療費控除に係る医療費控除対象者証明書について

おむつ代の医療費控除を受けることが2年目以降の方は、介護保険要介護認定に係る主治医意見書をもとに福祉課で発行する「医療費控除対象者証明書」により、医療費控除を受けることができます。窓口でご相談ください。なお、申請の際には印鑑と身分証明書が必要です。扶養者、本人、配偶者および同居の親族以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。

☎ 福祉課 高齢者支援係 ☎ 934-2243